

住民監査請求の手引き

令和5年4月

日向市監査委員事務局

Q1.住民監査請求って何ですか？

住民監査請求は、地方自治法第242条に基づいて、市民の方が、監査委員に対して、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求め、その防止や是正などの必要な措置を講じるように求める制度です。

この制度は、市民の方の請求とこれに基づく監査により、日向市の財政面における適正な運営を確保し、市民全体の利益を擁護することを目的としています。

Q2.監査請求の対象となるのはどのような事柄ですか？

1 住民監査請求の対象となる行為の主体

市長、委員会、委員、職員

※職員とは、市長、議員を除く市の全ての職員で、一般職、特別職を問わず、また、市長部局だけでなく委員会等の全ての職員です。

2 住民監査請求の対象となる行為（市の財務会計上の行為）

(1) 違法又は不当な公金の支出

(2) 違法又は不当な財産(土地、建物、物品など)の取得、管理、処分

(3) 違法又は不当な契約(購入、工事請負など)の締結、履行

(4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担(借入など)

(5) 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実

(6) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

※(1)～(4)は、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も含まれます。また、上記行為のあった日又は終わった日から1年以上の期間を経過している場合には、正当な理由がない限り監査請求をすることはできません。

Q3.1年以上経過していても監査できる正当な理由とは何ですか？

次の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 請求の対象となる行為が、きわめて秘密裡の状態で行われ、1年を経過した後初めて明るみに出たような場合、あるいは天変地異等による交通途絶により請求期間を超過した場合。

(2) その行為を相当の注意をもって調査しても、客観的に見てその行為及び内容を知ることができなかった場合。

(3) その行為を知ってから、相当の期間内に監査請求していること。

※「相当な期間内」が、どれくらいの期間なのかは、請求の事案によって異なります。

※1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

Q4. 監査請求はだれができるのですか？

請求できるのは、日向市内に住所を有する方です。

また、日向市内に所在する法人も監査請求ができます。

Q5. 監査請求はどのような方法をするのですか？

所定の書面を作成して行うこととなっています。

請求する際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。(例) 新聞記事、情報公開での文書など

Q6. 請求書はどのように作成したらいいのですか？

請求書の様式及び記入例は次のとおりです。

<p>日向市職員措置請求書</p> <p>(請求の対象とする執行機関又は職員)に関する措置請求の要旨</p> <p>1. 請求の要旨</p> <p>次の事項について、記載してください。</p> <p>(1) だれが(請求の対象となる職員)</p> <p>(2) いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか。</p> <p>(3) その行為は、どのような理由で、違法又は不当なのか。</p> <p>(4) その結果、どのような損害が市に生じているか。</p> <p>(5) どのような措置を請求するのか。</p> <p>2. 請求者</p> <p>住所</p> <p>氏名(自署)</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">日向市監査委員 様</p>

※氏名は自署(視覚障がい者の方が、公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む)してください。

※縦書きでも差し支えありません。

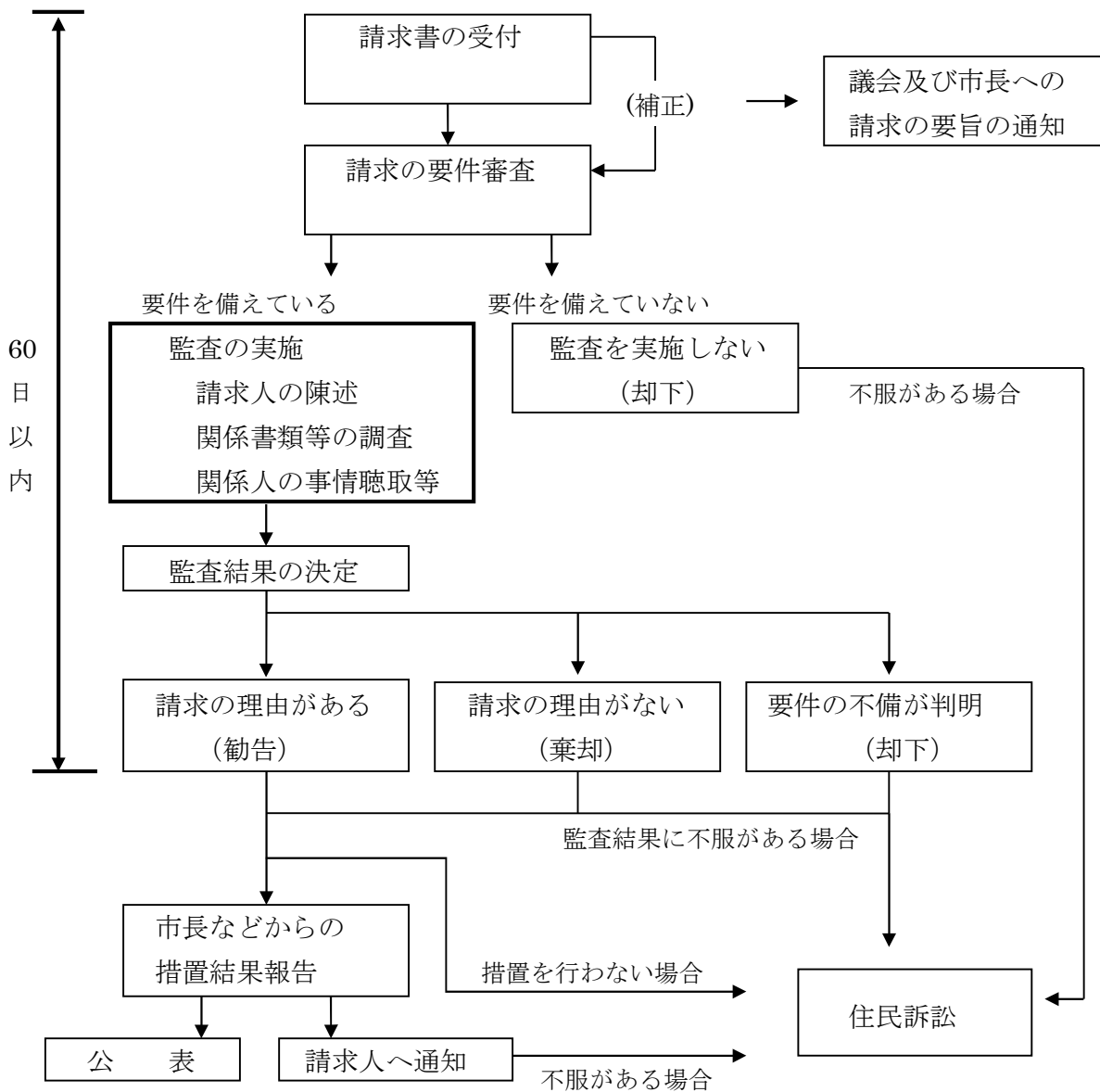
Q7. 監査請求の書面はどこに出せばいいのですか？

請求される方は、請求書を日向市監査委員事務局に直接お持ちになるか、郵送してください。ファックスや電子メールでの受付はできません。

【提出先】
 〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
 日向市監査委員事務局監査係

Q8. 監査請求の手続はどうなっていますか？

請求書を受け付けた以降、概ね次のような流れになります。



Q9. 監査結果の通知と公表はどのような形で行われますか？

監査委員は、請求書を受理した場合は監査を行い、請求に理由があるか（請求書で指摘された違法又は不当な財務会計上の行為などが事実であるか）どうかを判断します。

(1) 監査委員が請求に理由があると判断するとき

⇒ ①監査委員は、市長などに期限を示して、必要な措置を講じるよう勧告し、その内容を請求人に通知します。

②市長などから講じた措置について結果報告があったときは、その結果を請求人に通知します。

(2) 監査委員が請求に理由がないと判断するとき

⇒ 監査委員は、請求を棄却し、その理由を請求人に通知します。

(3) 監査委員が請求に要件の不備があると判断するとき

⇒ 監査委員は、請求を却下し、その理由を請求人に通知します。

Q10. 請求の結果に不服がある場合にはどうしたらいいのですか？

請求に対する監査結果などに不服がある場合、請求人は違法な財務会計上の行為又は怠る事実につき、地方自治法第242条の2に基づき住民訴訟を提起することができます。

住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

(1) 監査結果に不服がある場合

⇒ 監査の結果の通知を受け取ってから30日以内

(2) 勧告に対する執行機関等（市長や職員など）の措置に不服がある場合

⇒ 措置結果について監査委員から通知を受け取ってから30日以内

(3) 勧告を受けた執行機関等（市長や職員など）が必要な措置を行わないことを不服とする場合 ⇒ 措置期限を経過した日から30日以内

(4) 請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合

⇒ 60日を経過した日から30日以内

(5) 監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合

⇒ 却下の通知を受け取ってから30日以内

Q11. 監査請求についてはどこに問い合わせればいいのですか？

監査請求に関するお問い合わせは下記にお願いします。

日向市監査委員事務局監査係

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

電話 0982-52-2111（内線2722）

FAX 0982-54-1229

E-mail kansa@hyugacity.jp